

ID: 21

担当部署: 建設部 土木課

処分の概要	使用料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市法定外公共物管理条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第264号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料等) 第8条 使用者は、別表に定める法定外公共物の使用料及び採取料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。 2 使用料等は、使用等の行為の許可をする際に徴収する。ただし、当該使用等の行為の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 建設部 土木課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	十和田市法定外公共物管理条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第264号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、工作物の改築、移転、除却等を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) 第4条第2項の規定により付された条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物の維持管理上やむを得ない必要が生じたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 建設部 土木課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市法定外公共物管理条例 第13条及び第14条		
例規番号	平成17年条例第264号		
<p>【基準】</p> <p>第13条及び第14条の規定による。 (過料)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第4条第1項の許可を受けないで同条第1項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定により付された条件に違反した者</p> <p>(3) 第11条の規定による市長の命令に従わない者</p> <p>(4) 前条の規定に違反した者</p> <p>第14条 詐偽その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 283

担当部署: 建設部 土木課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	十和田市道路占用規則 第8条		
例規番号	平成17年規則第153号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (許可の取消し又は変更)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更することがある。</p> <p>(1) 法第71条第1項各号のいずれかに該当するとき。 (2) 道路に関する工事のため必要が生じたとき。 (3) 道路管理上必要を生じたとき。 (4) 公益上必要と認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 287

担当部署: 建設部 土木課

処分の概要	流水占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市準用河川管理条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第199号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (流水占用料等の徴収)</p> <p>第5条 市長は、準用河川の占用等の許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収するものとする。</p> <p>2 流水占用料等の額は、別表第2に定める額とし、占用を許可した日から1か月以内に徴収する。ただし、占用等をする期間が当該許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日